

# 農業制度資金の種類と概要

平成24年1月27日現在

資金名	資金用途	利用できる農業者等	金利(%)	償還期間(年以内)	融資率(%)	融資限度額	
就農支援資金	就農研修資金	・研修、教育	無利子	青年 12	100%	360万円	
	就農準備資金	・就農準備のための調査、資格取得等		中高年 7		200万円	
	就農施設等資金	・経営開始のための施設の設置、機械の購入、農畜産物の導入等		認定就農者	12	100%(一定額を超えると50%)	青年 3,700万円 中高年 2,700万円
農業近代化資金	・施設の設置、機械の購入等 ・農畜産物の導入 ・農地の造成等	認定農業者	0.55%~1.15% 当初5年間特例0%	15	100%	個人 1,800万円 法人 3,600万円	
		その他の担い手	1.30%		80%	個人 1,800万円 法人 2億円	
日本政策金融公庫資金	農業改良資金	・施設の設置、機械の購入等 ・農畜産物の導入 ・農地の造成等	認定農業者 六次産業化法認定者	無利子	10	100%	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円
		その他の担い手					
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	・農地の取得、造成等 ・施設の設置、機械の購入等 ・農畜産物の導入 ・制度資金以外の営農債務の借り換え	認定農業者	0.55%~1.30% 当初5年間特例0%	25	100%	個人 1億5,000万円 法人 5億円
	経営体育成強化資金(前向き資金)	・農地の取得、造成等 ・施設の設置、機械の購入等 ・農畜産物の導入	認定農業者以外の担い手			80%	個人 1億5,000万円 法人 5億円
	経営体育成強化資金(償還負担軽減資金)	・制度資金の営農債務の借り換え ・制度資金以外の営農債務の借り換え	制度資金の償還が困難な農業者 制度資金以外の負債償還が困難な農業者	1.30%	25	100%	経営改善計画期間中に償還すべき制度資金の負債額 個人 1,000万円 法人 4,000万円
農林漁業セーフティネット資金	・経営再建、経営維持安定に必要な資金	災害等により経営維持が困難な認定農業者等	0.55%~0.75%	10	100%	一般 600万円 特認:年間経営費等の3/12以内	
農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)	・短期運転資金	認定農業者 六次産業化法認定者	1.50%	1	100%	個人 500万円 法人 2,000万円 個人 1,000万円 法人 4,000万円	
農業経営安定資金	・短期運転資金	認定農業者以外の担い手	1.50%	1	100%	個人 500万円 法人 2,000万円	
農業経営負担軽減支援資金 <平成22年度から休止>	・制度資金以外の営農債務の借り換え	制度資金以外の負債償還が困難な農業者	1.30%	10	100%	制度資金以外の営農負債の残高	

## スーパーL資金の認定農業者に対する貸付金利の特例 (平成24年1月27日現在、500万円超の融資が対象)

償還期間	認定農業者貸付金利(6年目以降) a	貸付当初5年間			実質金利 a-b-c-d
		国負担の 利子助成 b	県負担の 利子助成 c	市町負担の 利子助成 d	
7年以下	0.55%	0.44%	0.055%	0.055%	0.00%
7年を超え9年以下	0.65%	0.52%	0.065%	0.065%	0.00%
9年を超え10年以下	0.75%	0.60%	0.075%	0.075%	0.00%
10年を超え11年以下	0.85%	0.68%	0.085%	0.085%	0.00%
11年を超え13年以下	0.95%	0.76%	0.095%	0.095%	0.00%
13年を超え14年以下	1.05%	0.84%	0.105%	0.105%	0.00%
14年を超え15年以下	1.15%	0.92%	0.115%	0.115%	0.00%
15年を超え17年以下	1.25%	1.00%	0.125%	0.125%	0.00%
17年を超え25年以下	1.30%	1.04%	0.130%	0.130%	0.00%

※1 国負担の利子助成を受けるには、融資機関に対して、利子助成金交付手続を委任する必要があります。

※2 県及び市町負担の利子助成を受けるには、住所地の市役所または町役場に申請が必要です。

## 農業近代化資金の認定農業者に対する貸付金利の特例 (平成24年1月27日現在、500万円超の融資が対象)

償還期間	一般農業者貸付金利 a	認定農業者貸付金利(6年目以降) b	認定農業者 貸付当初5年間	
			国負担の利子助成 c	実質金利 a-b-c
7年以下	1.30%	0.55%	0.75%	0.00%
7年を超え9年以下	1.30%	0.65%	0.65%	0.00%
9年を超え10年以下	1.30%	0.75%	0.55%	0.00%
10年を超え11年以下	1.30%	0.85%	0.45%	0.00%
11年を超え13年以下	1.30%	0.95%	0.35%	0.00%
13年を超え14年以下	1.30%	1.05%	0.25%	0.00%
14年を超え15年以下	1.30%	1.15%	0.15%	0.00%

※1 国負担の利子助成を受けるには、融資機関に対して、利子助成金交付手続を委任する必要があります。

# 認定農業者のための金利負担軽減特例措置 国・県・市町の利子助成で利息<0%>

認定農業者が経営改善を図るために借りる「スーパーL資金」、「農業近代化資金」の金利負担を軽減するため、平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業が実施されます。

## ① 利子助成対象資金

- ・平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に貸付決定された「スーパーL資金」で、貸付額が500万円を超えるものが対象となります。(個人は1億円以下、法人は3億円以下の部分に限り利子助成対象となります。ただし、スーパーL資金融資限度額の内数です。)
- ・平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に利子補給承認された「農業近代化資金」で、貸付額が500万円を超えるものが対象となります。(個人は1,800万円、法人は3,600万円に達するまで利子助成対象となります。ただし、農業近代化資金融資限度額の内数です。)

## ② 利子助成期間

- ・貸付当初5年間に限り利子助成されます。(貸付実行日から5年後の応当日の前日まで)

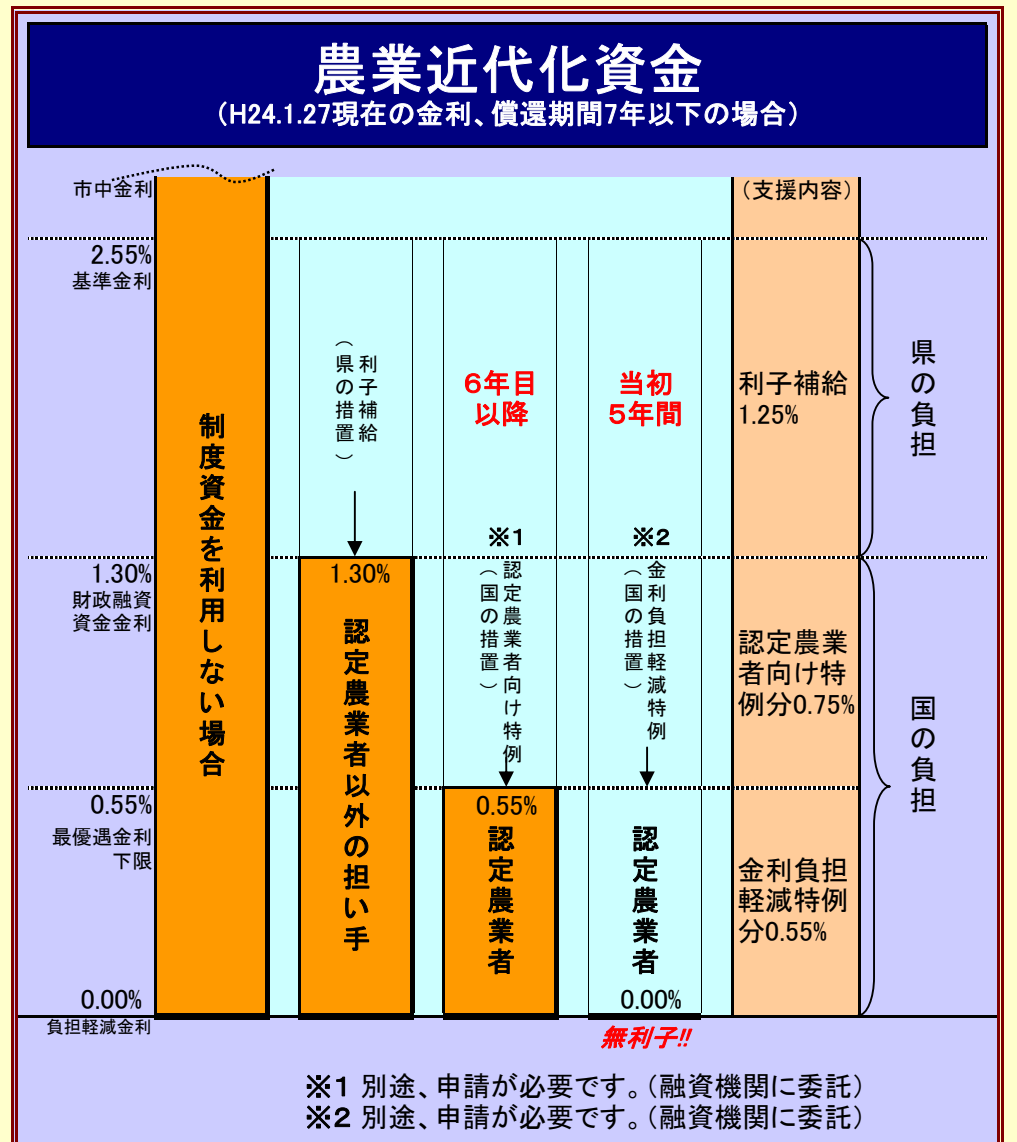
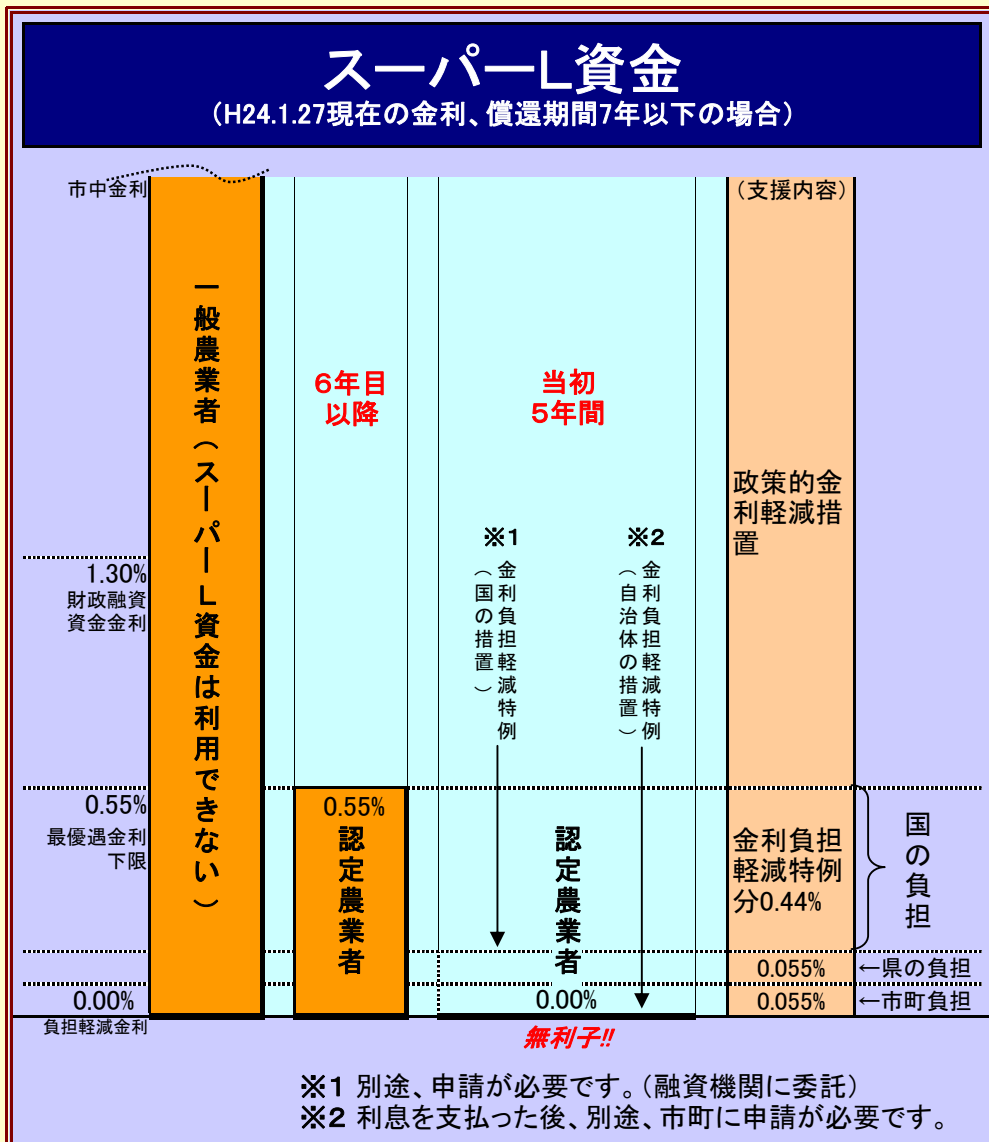
## ③ 農業者戸別所得補償制度との一体推進

- ・主食用米の生産に供する農地、施設又は機械の取得、改良又は造成のために融通される資金については、米の所得補償交付金の交付対象者のみが利子助成の対象となります。(資金借入申込書に交付決定通知書(当該通知書が未交付のときは交付申請書)の写しを添付する必要があります。)

## ④ その他

- ・国の補助金(交付金)の補助残融資資金等には適用されません。

※ 平成24年度は、農業近代化資金に対する<0%>金利負担軽減特例措置が廃止される予定です。



## 【相談窓口】

- ・ 株式会社日本政策金融公庫 名古屋支店 農林水産事業 農業食品第二課 電話:052-582-0745
- ・ JAあいち三河 融資部融資相談課 電話:0564-55-2995
- ・ JAあいち中央 金融部審査保全課 電話:0566-73-5509
- ・ JA西三河 金融部審査課 電話:0563-56-5203
- ・ 最寄りのJA各支店融資相談窓口
- ・ 愛知県西三河農林水産事務所 農業改良普及課 電話:0566-76-2400

・ 最新情報は、西三河農林水産事務所農業改良普及課のWebサイトに掲載しています。  
<http://www.pref.aichi.jp/0000012340.html>